

平成 29 年 11 月 6 日

守谷市議会議長 殿

委員長 寺田 文彦  
報告者 佐藤 剛史



## 保健福祉常任委員会 観察・研修報告

標記の件について、次のとおり 実施 ・ 参加 したので報告します。

観察・研修日	平成 29 年 11 月 1 日 (水)	
観察・研修場所	白河市役所	
観察・研修項目	白河市介護支援いきいき長寿ポイント事業について	
参加者	守谷市側	寺田文彦・山田美枝子・市川和代・高橋典久・浅川利夫・佐藤剛史・梅木伸治議長・寺田茂紀事務局
	相手側	保健福祉部次長兼高齢福祉課長 岡崎恵子氏 他 2 名
観察・研修目的	今後守谷市でも検討段階に入っている高齢者福祉におけるポイント制度について、実際に導入している白河市さんの取組状況や内容について学ぶ。	
観察・研修内容	介護支援いきいき長寿ポイント・白河いきいき健康マイレージについて	
観察・研修総括 (今後の取組み等)	白河市における介護支援いきいき長寿ポイントについては高齢者が介護施設等で行った介護支援活動の実績を評価して評価ポイントを付与し、そのポイントをポイント転換交付金として交付している。当市においてはポイントの還元内容についてどのようにすべきか十分検討すべきと考える。	

## 視察・研修内容

### <白河市介護支援いきいき長寿ポイント事業>

#### 【事業の目的】

高齢者が介護支援活動を通して地域貢献することを奨励及び支援し、高齢者自身の社会参加活動を通した介護予防を推進するため、本事業を実施し、もって生きがいにあふれた地域社会をつくることを目的とする。

#### 【事業の概要】

高齢者が介護施設等で行った「介護支援活動」の実績を評価したうえで「評価ポイント」を付与し、当該高齢者の申し出により、「評価ポイント」を「評価ポイント転換交付金」に換金して交付する事業。（東京都稻城市の「介護支援ボランティア制度」を参考に制度設計。）なお、この事業は「受入機関」の指定に関する業務を除き社会福祉法人白河市社会福祉協議会に委託して実施する。

#### （1）対象者

白河市の介護保険第一号被保険者（65歳以上の方）

※参加登録後に研修を受講し、活動時の遵守事項についての誓約書を提出した後に介護支援活動を行う。参加登録者は全国社会福祉協議会の賠償責任保険と傷害保険に加入。

#### （2）活動を行う場所

①市長の指定を受けた介護サービス事業者などの施設又は事業所

※10月1日現在、申請のあった30施設・事業所を指定。

②受け入れ機関が指定する要介護高齢者等の自宅

なお、この場合の介護支援活動は必ずホームヘルパーに同行して行う。

#### （3）対象となる活動

##### ・施設又は事業所などで行う活動

①レクリエーション等の指導、参加支援②お茶出しや食堂内の配膳・下膳などの補助

③喫茶などの運営補助④散歩、外出、館内移動の補助⑤行事などの手伝い⑥話し相手

⑦その他施設職員と共に行う軽微かつ補助的な活動（例：草刈り、洗濯物の整理、シーツ交換など）⑧その他軽微な支援

##### ・要介護高齢者等の自宅で行う活動

①お茶出しや配膳・下膳などの補助②話し相手③その他ホームヘルパーと共に行う軽微かつ補助的な活動（例：室内外の片付け、洗濯物の整理、シーツ交換など）④その他軽微な支援

※対象と乗る活動は事業者が事業所ごとに市長の指定を受ける必要がある。

※なお事業者の収益等を充当すべき事業を介護支援活動として申請することは不可。

#### (4) 活動実績の把握

受入機関が活動時間 1 時間につき 1 個のスタンプを参加登録者が持参する手帳に押印する。(1 日 2 個まで)

#### (5) 評価ポイントの付与

参加登録者の申し出により、前年度に押印されたスタンプ数に応じて最大 500 ポイントを付与する。

前年度の活動実績	付与する評価ポイント
10～19回まで	1000 ポイント
20～29回まで	2000 ポイント
30～39回まで	3000 ポイント
40～49回まで	4000 ポイント
50回以上	5000 ポイント

※評価ポイント付与の対象となるスタンプは前年度に押印されたものに限る。

#### (6) 評価ポイント転換交付金の交付

参加登録者の申し出により当該年度に付与された評価ポイント数に応じて最大 5000 円の評価ポイント転換交付金を交付する。

当該年度に付与された評価ポイント	評価ポイント転換交付金
1000 ポイント	1000 円
2000 ポイント	2000 円
3000 ポイント	3000 円
4000 ポイント	4000 円
5000 ポイント	5000 円

※評価ポイント転換交付金の算定対象となる評価ポイントは当該年度に付与されたものに限る。

※評価ポイント転換交付金の交付方法は口座振込。

※次の場合は評価ポイント転換交付金の交付を受けられない。

- ・参加登録者の介護保険料に未納または滞納がある場合。
- ・参加登録者が白河市の介護保険第 1 号被保険者の資格を喪失した場合。
- ・ポイントを付与した年度内に交付についての申し出がない場合。

#### 【事業開始日】

平成 27 年 7 月 1 日（実施要綱制定）

※その後社会福祉法人白河市社会福祉協議会と業務委託契約を締結。

同時に活動の場となる介護サービス事業者を対象に説明会を開催。

受入機関の指定申請があつた事業者への指定手続きを経て 9 月 1 日から  
参加登録者の募集を開始。

### 【予算額】

平成29年度予算額 委託料：602000円

※財源内訳 国25.0% 県12.5% 市12.5%

第一号被保険者の保険料22%、第二号被保険者の保険料28%

(参考)

平成27年度予算額 907000円

平成28年度予算額 931000円

### 【事業の特徴】

①ボランティア活動との明確な分離（有償と無償の違いに配慮）

※第一の目的は参加する高齢者の介護予防であり、他者への支援は二次的効果。

※ボランティア活動と混同されないネーミング。

②活動場所に要介護高齢者等の自宅を追加

※要介護高齢者等の在宅での生活を支援。

③ポイントの有効期間を単年度に限定

※制度を簡略にし、参加者と管理機関の負担を軽減。

### 【期待される効果】

①参加登録者について

・高齢者自身の社会参加活動を通した介護予防（第一の目的）

※役割意識を見出すこと（生きがいづくり）にもつながる。

②介護サービス利用者について

・他者とのふれあい、社会とのつながりづくり（二次的効果）

③受入機関について

・介護従事者が介護に専念できる環境づくり

・社会貢献

### 【実施状況】

	高齢者人口 4月1日現在	参加登録者数	評価ポイント活用者数	利用率(活用者/ 登録者)
平成27年度	15835人	8人	4人	50%
平成28年度	16290人	18人	8人	44%
平成29年度	16571人	35人 10月1日現在		